

## 地方自治法改正に伴う会議規則、条例等の改正案について

### 1 概要

地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、所要の改正を行う。（すべて一部改正）

### 2 改正内容

No.	名 称	内容
1	東京都議会会議規則（昭和 31 年 9 月 21 日議決）	○引用条項を改める。 ・第 13 条 第 115 条の 2 ⇒ 第 115 条の 3 ○その他規定を整備する。
2	東京都議会委員会条例（昭和 31 年条例第 61 号）	○議会運営委員と特別委員の任期を新たに規定する。 ・議会運営委員は、議員の任期中在任する。 ・特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。 ○その他規定を整備する。
3	東京都政務調査費の交付に関する条例（平成 13 年条例第 24 号）	○名称等を改める。 （例） ・条例名（新）「東京都政務活動費の交付に関する条例」 ・「政務調査費」⇒「政務活動費」 ・「調査費」⇒「活動費」 ・「調査研究に資するため」 ⇒「調査研究その他の活動に資するため」 ○これまで規程で定めていた使途基準の別表を、政務活動費を充てることができる経費の範囲として、条例で新たに規定する。 ○議長は、政務活動費の使途の透明性の確保に努めるものとする規定を追加する。 ○平成 25 年 2 月までに交付された政務調査費は同年 3 月まで支出できるようにする等の経過措置を設ける。 ○その他規定を整備する。

4	東京都議会図書館条例（昭和46年条例第87号）	引用条項を改める。 ・第3条 第100条第18項⇒第100条第19項
---	-------------------------	---------------------------------------

【参考】

No.	名 称	内 容
5	東京都政務調査費の交付に関する条例施行規程（平成13年議長告示第2号）	○名称等を改める。 （例） ・規程名（新）「東京都政務活動費の交付に関する条例施行規程」 ・「政務調査費」⇒「政務活動費」 ・「調査費」⇒「活動費」 ○使途基準の別表を削る。 ○条例と同様に経過措置を設ける。 ○その他規定を整備する。

※本件は議会の議決を要しないが、内容が関連するため示した。

3 施行期日

- ・ No. 1 について 規則の公布の日
- ・ No. 2 について
  - ア 議会運営委員と特別委員の任期に関する改正規定 改正法の施行日又は条例の公布の日のいずれか遅い日
  - イ その他の規定 条例の公布の日
- ・ No. 3、4 及び5 について  
改正法の施行日又は条例等の公布の日のいずれか遅い日

※改正法の施行日は平成 25 年 3 月 1 日であり、第一回定例会開会日（平成 25 年 2 月 20 日）での議決が必要